



議案第十九号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
改正について

次のとおり三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、
本議会の議決を求める。

昭和四十七年三月十一日

三朝町長 坂 出 雅 己

昭和四十七年三月拾八日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第

号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する

条例

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第三十号）の一部を次のように改正する。

別表一を次のように改める。

別表一 年報 酬

分 団 長	自動車要員 手引可搬要員	五五〇〇円	副分団長	五〇〇〇円
地区本部長	自動車要員 手引可搬要員	六〇〇〇円	班 長	五〇〇〇円
地区副団長		八〇〇〇円	副班長	四三〇〇円
副 団 長		一三〇〇〇円	その他の 団 員	二五〇〇円
地区団長		二〇〇〇〇円	自動車要員 手引可搬要員	四五〇〇円
団 長		三三〇〇〇円		

別表一中

八〇〇円	八〇〇円	八〇〇円	八〇〇円
------	------	------	------

を

一〇〇〇円	一〇〇〇円	一〇〇〇円	一〇〇〇円
-------	-------	-------	-------

に改める。

附 則

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。